

規則等の案と定めた規則等の差異について

1 規則等の案の題名

- (1) 申請書等への押印を不要とすることを目的とする関係規則等の改正等について(案)
- (2) 申請書等への押印を不要とすることを目的とする関係規則等の改正等について(その2)(案)

2 意見公募手続を実施した期間

- (1) 令和3年7月21日から令和3年8月20日まで
- (2) 令和4年1月14日から令和4年2月14日まで

3 定めた規則等の題名

政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(令和7年静岡市規則第1号)

4 規則等の公布等年月日

令和7年2月6日

5 規則等の案と定めた規則等の差異

これらの意見公募手続を実施した時点においては、政治倫理の確立のための静岡市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成15年静岡市規則第5号)の規定はいずれも改正する予定ではなかったが、これらの意見公募手続を実施して既に改正したほかの規則の規定に加えて、これらの規定についても併せて、押印を要しないものとするための所要の改正をすることとした。